

大蔵委員会議録第三十一号

昭和三十一年四月二十六日(木曜日)

午前十一時二十三分開議

出席委員

- 委員長 松原啓之次君
- 理事有馬 英治君 理事黒金 泰美君
- 理事小山 長規君 理事高見 三郎君
- 理事藤枝 泉介君 理事石村 英雄君
- 理事春日 一幸君

出席政府委員

- 大蔵政務次官 山手 満男君
- 委員外の出席者

- 参議院大蔵委員長 岡崎 眞一君
- 参議院議員 青木 一男君
- 大蔵事務官(主計局給与課長) 岸本 晋君
- 専門員 椎木 文也君

四月二十五日

委員岡田春夫君辞任につき、その補欠として石野久男君が議長の名目で委員に選任された。

四月二十五日

租税特別措置法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第五号)

同月二十四日

中小企業等協同組合法の一部改正に

関する請願(唐澤俊樹君紹介)(第二〇三三号)

同(竹谷源太郎君紹介)(第二〇八二号)

余剩農産物見返口の貸付に関する請願(唐澤俊樹君紹介)(第二〇三四号)

同(竹谷源太郎君紹介)(第二〇八三号)

三級清酒設定反対に関する請願(生田宏一君紹介)(第二〇三五号)

福島県立たばこ試験場の国営移管に関する請願(助川良平君紹介)(第二〇九五号)

アコーディオン等に対する物品税の品種別免税点設定に関する請願(井上良二君紹介)(第二〇九号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務員共済年金等の額の改定に関する法律案(内閣提出第四九号)

昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出第一〇〇号)

物品管理法案(内閣提出第九七号)(参議院送付)

接収貴金属等の処理に関する法律案(内閣提出第一四八号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第五号)

○松原委員長 これより会議を開きます。

去る十六日予備審査のため参議院より本院に送付され、同日当委員会に予備付託となり、同日小林政夫君外五名提出にかかる租税特別措置法の一部を改正する法律案につきましては、昨二十五日参議院において可決され、同日本院に正式に提出されて、当委員会に本付託となりました。

この際同法案を議題として審査に入ります。まず参議院側より提案理由の説明を聴取することといたします。参議院大蔵委員長岡崎眞一君。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第七条の六第一項中第十号を第一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 第六号に規定する加工を行う者の委託を受けて行う当該加工に係る物品の擦染加工

第七条の六第三項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第一項第六号に規定する加工を行う者が当該加工を行った場合において、当該取引に係る物品に於いての擦染加工が他の者に委託されたものであるときは、当該取引による収入金額が

らその委託によりその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

第七条の六第四項中「第九号又は第十号」を「第十号又は第十一号」に改め、同条第五項及び第六項中「第八号」を「第九号」に改め、同条第七項中「又は輸出業者」を「輸出業者」に、「整理加工をなした場合」を「整理加工をなし、又は輸出業者の委託を受けて当該加工に係る物品について擦染加工をなした場合」に、「第八号」を「第九号」に改める。

第七条の七第三項及び第四項中「第八号」を「第九号」に改め、同条第五項中「又は輸出業者」を「輸出業者」に、「整理加工をなした場合」を「整理加工をなし、又は輸出業者の委託を受けて当該加工に係る物品について擦染加工をなした場合」に、「第八号」を「第九号」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前に行われた改正後の租税特別措置法第七条の六第一項第九号に掲げる取引については、なお従前の例による。

○岡崎参議院議員 ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

輸出による所得に対し所得税及び法人税を賦課するに過ぎず、輸出奨励の観点から、昭和二十八年以来特別の控除制度が認められ、輸出の振興に多大の寄与をいたして参りましたことは、すでに御承知の通りでございます。ところで、我が国の重要な輸出品の一つであります絹または人絹のスカーフ、マフラー、ハンカチーフ類につきましては、特別控除制度の適用状況をみますと、これらスカーフ類の重要な生産工程であります擦染加工による所得につきましては、大部分の場合において、本制度の恩恵が受けられないこととなつておるのであります。

これは、擦染加工業者の大部分が、直接輸出商社から注文を受け、いわゆる売り込み業者を通じて注文を受けるといふ特殊な業態をなしておりますため、このような不合理な結果となつておるのであります。

このことは、スカーフ類の輸出額が年間約六十億円に及ぶものであり、また、擦染加工はスカーフ類の生産工程の重要な部分を占め、その擦染加工料金は年間約八億円に達する状況であるのにかんがみまして、輸出の振興を目的とする本制度の本旨に著しく反するものと考えらるべきであります。また、擦染加工業者のほとんど全部が横浜地区に集中しておりますため、スカーフ類の擦染加工による所得に本制度を適用するに過ぎず、徴税技術上の困難が存しないのでございます。

本法律案は、このような情勢にかん

がみまして、新たに編または人絹のスカーフ、マフラー、ハンカチーフ類の捺染加工による所得を本制度の適用対象とし、特別控除の恩恵を受け得ることとしようとするものであります。

なお、新たにスカーフ類の捺染加工につき輸出所得の特別控除を認めました金額に於いて、現在売込み業者に認めております特別控除額を減ずることとしたしておりますため、国庫の税収入には変動がないのでございます。以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。  
○松原委員長 これにて提案理由の説明は終了しました。本法律案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○松原委員長 次に、物品管理法案を議題といたします。  
本法律案は、参議院の修正を経て本院に送付されて参っておりますので、この際参議院における修正の趣旨につき、説明を聴取することといたします。参議院議員青木一男君。

物品管理法案

(参議院送付案中間修正に係る条  
文を掲ぐ、小字及び一は修正)

目次

- 第一章 総則(第一条―第六条)
- 第二章 物品の管理の機関(第七  
条―第十二条)
- 第三章 物品の管理(第十三条―  
第三十条)
- 第一節 通則(第十三条―第十  
七条)
- 第二節 取得及び供用(第十八―  
第十九条)

条第二十一条

第三節 保管(第二十二條―第  
二十六條)

第四節 処分(第二十七條―第  
三十條)

第四章 物品管理職員等の責任  
(第三十一條―第三十四條)

第五章 雑則(第三十五條―第四  
十一條)

附則  
(定義)

第二条 この法律において「物品」とは、国が所有する動産のうち次に掲げるもの以外のもの及び国が供用のために保管する動産をいう。

一 現金  
二 法令の規定により日本銀行に寄託すべき有価証券

三 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二条第一項第二号又は第三号に掲げる国有財産

2 この法律において「供用」とは、物品をその事務又は事業の目的に従い、用途に応じて、物品を国において使用させ、又は処分することをいう。

3 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいい、「各省各庁」とは、同法第二十一条に規定する各省各庁をいう。

第三条 各省各庁の長は、その所管に属する物品について、物品の適正な供用を図るため、供用の目的に従い、用途に応じて、供用を要する物品を、第三十一条第一項を除き、以下同じ。

2 前項の分類は、各省各庁の予算で定める物品に係る経費の目的に反しないものでなければならぬ。ただし、当該経費の目的に従つて分類を設けることが、その用途を勘案し、適正かつ効率的な供用上、不適当であると認められる物品については、これに係る事務又は事業の遂行のため必要な範囲内で、当該経費の目的によらない分類をすることは、さしつかえない。

3 各省各庁の長は、物品の管理のため必要があるときは、第一項の分類に基づき、細分類を設けることができる。

4 各省各庁の長は、第一項の分類を設けようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

第五条 前条物品管理官又は分任物品管理官は、物品を効率的に供用するため必要があるときは、各省各庁の長の承認を経て、その管理する物品について分類換(物品をその属する分類から他の分類に移し換えることをいう。以下同じ)をすることができる。ただし、政令で定める場合には、その承認は必要としない。

2 各省各庁の長は、第三条第一項の規定による同一の分類内における同条第三項の細分類間の分類換

について前項の承認をしようとする場合その他政令で定める場合を除くほか、同項の承認をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

第十条 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所属する各省各庁所属の職員に、物品の供用(処分に係る供用を除く。以下第二十条及び第二十一条において同じ)に関する事務を委任することができる。

2 前項の規定により物品の供用に關する事務の委任を受けた職員は、物品供用官という。

3 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所属する各省各庁所属の職員に、物品供用官が次項において準用する第八条第六項の規定により指定された官職にある者である場合において、その官職にある者が欠けたときを含む)におけるその事務を代理させることができる。

4 第八条第六項の規定は、第一項又は前項の場合について準用する。

5 第三項の規定により物品供用官の事務を代理する職員は、代理物品供用官という。

(管理事務の総括)  
第十二条 大蔵大臣は、物品の管理の適正を期するため、物品の管理に關する制度を整え、その管理に關する事務を統一し、その増減及び現在額を明らかにし、並びにその管理について必要な調整をするものとする。

2 大蔵大臣は、物品の管理の適正を期するため必要があると認めるときは、各省各庁の長に對し、その所管に屬する物品について、その状況に關する報告を求め、当該職員に実地監査を行わせ、又は閣議の決定を経て、分類換、第十五条第一項に規定する管理換その他必要な措置を求め、することができる。

第十四条 物品管理官は、政令で定めるところにより、毎会計年度、物品(政令で定める物品を除く)の取得及び供用。又は処分についての計画(以下「供用計画」という。)を定めなければならない。

2 物品管理官は、供用計画を定めようとするときは、各省各庁の長の承認を受けなければならない。

3 物品管理官は、前二項の規定による供用計画について変更を要するときは、各省各庁の長の承認を受けなければならない。

4 各省各庁の長は、需給計画が立てられていない物品については需給計画に照らして、その他の物品については予算及び事務又は事業の予定を勘案して、前二項の承認をするものとする。

5 物品管理官は、第二項又は第三項の承認を受けたときは、その承認を受けた供用計画を物品供用官

の取得及び供用。又は処分についての計画(以下「供用計画」という。)を定めなければならない。

2 物品管理官は、供用計画を定めようとするときは、各省各庁の長の承認を受けなければならない。

3 物品管理官は、前二項の規定による供用計画について変更を要するときは、各省各庁の長の承認を受けなければならない。

4 各省各庁の長は、需給計画が立てられていない物品については需給計画に照らして、その他の物品については予算及び事務又は事業の予定を勘案して、前二項の承認をするものとする。

5 物品管理官は、第二項又は第三項の承認を受けたときは、その承認を受けた供用計画を物品供用官

の取得及び供用。又は処分についての計画(以下「供用計画」という。)を定めなければならない。

2 物品管理官は、供用計画を定めようとするときは、各省各庁の長の承認を受けなければならない。

3 物品管理官は、前二項の規定による供用計画について変更を要するときは、各省各庁の長の承認を受けなければならない。

4 各省各庁の長は、需給計画が立てられていない物品については需給計画に照らして、その他の物品については予算及び事務又は事業の予定を勘案して、前二項の承認をするものとする。

5 物品管理官は、第二項又は第三項の承認を受けたときは、その承認を受けた供用計画を物品供用官

の取得及び供用。又は処分についての計画(以下「供用計画」という。)を定めなければならない。

2 物品管理官は、供用計画を定めようとするときは、各省各庁の長の承認を受けなければならない。

3 物品管理官は、前二項の規定による供用計画について変更を要するときは、各省各庁の長の承認を受けなければならない。

4 各省各庁の長は、需給計画が立てられていない物品については需給計画に照らして、その他の物品については予算及び事務又は事業の予定を勘案して、前二項の承認をするものとする。

5 物品管理官は、第二項又は第三項の承認を受けたときは、その承認を受けた供用計画を物品供用官

の取得及び供用。又は処分についての計画(以下「供用計画」という。)を定めなければならない。

2 物品管理官は、供用計画を定めようとするときは、各省各庁の長の承認を受けなければならない。

に示達するとともに、関係の契約等担当職員（国のために契約その他の物品の取得又は処分の原因となる行為をする職員をいう。以下同じ。）に通知しなければならない。

（供用又は処分の原則）

第十五条 物品は、その属する分類の目的に従い、かつ、運用計画が立てられている物品にあつては運用計画に基づいて、供用又は処分をしなければならない。

（管理換）

第十五条 物品管理官は、物品の効率的な供用。又は処分のため必要があるときは、政令で定めるところにより、各省各庁の長の承認を経て、その管理する物品について管理換（物品管理官の間において物品の所屬を移すことをいう。以下同じ。）をすることが出来る。

2 前項の承認は、管理換を目的として需給計画又は供用計画が立てられている物品その他政令で定める物品については、必要としない。

3 各省各庁の長は、異なる各省各庁の間における管理換について第一項の承認をしようとするときは、政令で定める物品を除くほか、大蔵大臣に協議しなければならない。

4 異なる会計の間において管理換をする場合には、政令で定める場合を除くほか、有償として整理するものとする。

（管理の義務）

第十六条 物品の管理に関する事務を行う職員は、この法律その他の物品の管理に関する法令の規定に

従うほか、善良な管理者の注意をもつてその事務を行わなければならない。

（関係職員の行為の制限）

第十七条 物品に関する事務を行う職員は、その取扱に係る物品（政令で定める物品を除く。）を國から譲り受けることができない。

2 前項の規定に違反してした行為は、無効とする。

（取得のための措置）

第十八条 物品管理官は、供用計画が立てられている物品については、供用計画の範囲内で、その他の物品については供用上必要な範囲内で、契約等担当職員に対し、取得のために必要な措置を請求しなければならない。

2 契約等担当職員は、前項の請求に基づき、かつ、予算を要するものにあつてはその範囲内で、物品の取得のために必要な措置をするものとする。

（供用の原則）

第十九条 物品は、その属する分類の目的に従い、かつ、供用計画が立てられている物品にあつては供用計画に基づいて、供用しなければならない。

（保管の原則）

第二十条 物品は、國の施設において、良好な状態で常に供用。又は処分をすることが出来るように保管しなければならない。ただし、物品管理官が國の施設において保管するこ

とを物品の供用上不適当であるとして認めると認められる場合は、國以外の者の施設に保管することを妨げない。

（供用不適品の処理）

第二十六条 物品出納官は、その保管中の物品（修繕若しくは改造を要するもの又は供用できないものとして、第二十一条第二項の規定により返納された物品を除く。）のうち供用。若しくは処分を要するもの又は修繕若しくは改造を要するものがあるとき、その旨を物品管理官に報告しなければならない。

2 物品管理官は、第二十一条第一項又は前項の報告等により修繕又は改造を要する物品があると認めるときは、契約等担当職員その他関係の職員に対し、修繕又は改造のために必要な措置を請求しなければならない。

（不用の決定等）

第二十七条 物品管理官は、供用。及び処分。の必要がない物品について管理換若しくは分類換により適切な処理をすることができないとき、又は供用。する。ことができない物品があるときは、これらの物品について不用の決定をすることが出来る。この場合において、政令で定める物品については、あらかじめ、各省各庁の長の承認を受けなければならない。

2 物品管理官は、前項の規定により不用の決定をした物品のうち売り払うことが不利又は不適当であ

ると認めるもの及び売り払うことができないものは、廃棄することが出来る。

（売却）

第二十八条 物品は、売却を目的とするもの又は不用の決定をしたものでなければ、売り払うことができない。

2 物品管理官は、前項の物品のうち、売却を目的とするもので供用計画が立てられているものについては供用計画の範囲内で、その他のものについては必要とつど、契約等担当職員に対し、売却のために必要な措置を請求しなければならない。

3 契約等担当職員は、前項の請求に基づき、物品の売却のために必要な措置をするものとする。

（この法律の規定を準用する財産）

第三十五条 この法律（第三条から第三十五条まで、第十条第十三条から第十五条まで、第十八条から第二十一条まで、第二十五条から第二十九条まで、第三十四条、第三十七條及び第三十八條を除く。）の規定は、物品以外の財産で國が保管するものうち政令で定めるものについて準用する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して八月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 第十三条及び第十四条の規定は、昭和三十一年法律第 号は、昭和三十二年分の需給計画又は供用計画から、第三十七條及び第三十八條の規定は、同年度分

の報告書又は物品増減及び現在額總計算書からそれぞれ適用する。

3 会計法の一部を次のように改正する。

第三十八条及び第四十条中「又は物品」を削る。

第四十一条第一項中「又は物品」及び「毀損」を削り、同項ただし書を削る。

第四十二条中「又は物品について、これを亡失毀損した」を「を亡失した」に改める。

第四十三条第一項中「又は物品」及び「毀損」を削る。

第四十八条中「、繰越の手續及び物品を、及び繰越の手續」に改める。

4 国有財産法の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第七号」を「前項第六号」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十三条中「第二条第一項第四号又は同条第二項の規定に該当する場合の外」を削り、「同条に規定する」を「第二条に規定する」に、「及び各省各庁の長」を「各省各庁の長に、」後において同条

第一項第四号又は同条第二項に該当しないものを「を」の及び物品管理法（昭和三十二年法律第 号）の施行前に事業所、作業所、学校、病院、研究所その他これらに準ずる施設においてその用に供したものに」に改める。

5 改正前の国有財産法の規定によ

る固有財産でこの法律の施行により物品となつたもの昭和三十一年度分以前の同法第三十三條及び第三十六條に規定する報告書及び総計算書については、なお従前の例による。

6 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第九條(見出しを含む。)中「公団等」を「公社等」に改め、同條第一項中「法令による公団、」を削り、「日本輸出入銀行、商船管理委員会及び閉鎖機關整理委員会」又は「日本輸出入銀行」に、「理事長又は委員長」又は「理事長」に改める。

第十條(見出しを含む。)中「公団等」を「公社等」に、「出納職員」を「現金出納職員」に改め、同條第一項中「本条中」及び「又は物品」を削り、同條第二項中「又は物品」及び「き損」を削り、同項ただし書を削り、同條第三項中「及び会計検査院法第三十二條」並びに会計検査院法第三十二條第一項及び第三項から第五項まで」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(公社等の物品管理職員の弁償責任)  
第十一條 公社等において、公社等の長又はその委任を受けた者から公社等の物品の管理の職務を行う者として指定された者(以下「公社等の物品管理職員」という。)は、公社等に関する法令に準拠するほか、善良な管理者の注意をもつて公社等の物品を管理しなければなら

らない。

2 物品管理法第三十一條から第三十三條まで及び会計検査院法第三十二條第二項から第五項までの規定は、公社等の物品管理職員について準用する。この場合において、これらの規定中「この法律」とあり、又は「物品管理法(昭和三十一年法律第 号)」とあるのは「予算執行職員等の責任に関する法律第十一條第一項」と、「国」とあるのは「公社等」と、「各省各庁の長」とあり、又は「本部長官」とあるのは「公社等の長」と、「大蔵大臣」とあるのは「主務大臣、大蔵大臣」と読み替へるものとする。

7 日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。  
第四十八條中(以下「物品出納職員」という。)を削る。  
第四十八條の二第二項中「又は物品出納職員、」又は「物品」及び「き損」を削り、「損害を与えたとき」の下に、「又は総裁により物品の管理をする職員として任命された者が、故意若しくは重大な過失により、日本国有鉄道の物品の管理に関する法令若しくは規程に違反して物品を亡失し、若しくは損傷し、その他日本国有鉄道に損害を与えたとき」を加え、同條第二項中「現金出納職員又は物品出納職員」を「職員」に改め、同條第三項中「現金出納職員又は物品出納職員」を「同項の職員」に改める。

第六十三條中「固有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)」の下に

「物品管理法(昭和三十一年法律第 号)」を加える。

8 日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。  
第六十九條中(以下「物品出納職員」という。)を削る。  
第七十條第一項中「又は物品出納職員、」又は「物品」及び「き損」を削り、「損害を与えたとき」の下に、「又は総裁により物品の管理をする職員として任命された者が、故意若しくは重大な過失により、公社の物品の管理に関する法令若しくは規程に違反して物品を亡失し、若しくは損傷し、その他公社に損害を与えたとき」を加え、同條第二項中「現金出納職員又は物品出納職員」を「職員」に改め、同條第三項中「現金出納職員又は物品出納職員」を「同項の職員」に改める。

9 改正前の会計法第三十八條に規定する出納官吏又は同法第四十條第二項に規定する出納員のうち物品の出納保管をつかさどるもの、改正前の予算執行職員等の責任に関する法律第十條第一項に規定する公団等の出納職員のうち物品の出納保管をつかさどることを命ぜられたもの及び改正前の日本国有鉄道法第四十八條又は日本電信電話公社法第六十九條に規定する物品出納職員がこの法律の施行前の事実に基づく弁償責任については、なお従前の例による。

10 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第十七号の次に次の一号を加える。

十七ノ二 物品の管理に関する事務を総括すること。  
第八條中第二十号を第二十一号とし、第十六号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。  
十六 物品の管理に関する事務を総括すること。

○青木参議院議員 修正案の提出者として、簡単に修正の趣旨を申し上げます。  
修正は、主として立法技術上に関する問題でございます。原案におきましては、第二條の定義で、「国の事務又は事業の目的に従い、用途に応じて、物品を國において使用させ、又は処分すること」という、この二つを「供用」という新しい法律概念にまとめおるのでございます。しかしながら、公務員等に國の財産を使用させるといふことを供用という新しい法律用語で表現するといふことは、理解できるところでございますが、処分することまでも供用といふことは、いかに法律の言葉を新しく作ると思つたとしても、常識上無理があると思つたのでございます。使用させるといふことは、継続的事実状態を言うのでございますし、処分といふのは、瞬間的に目的を果す法律行為を言うのでございます。この両者は、觀念のカテゴリーにおいて何らの共通性がないのでございます。従つて、その適用をいたしましては、第三條の分類を見ましても、あるいは第十四條の供用計画を見ましても、両者を含めた使用させるものと処分するものとは必然的に別な分類、別な計画となるのでありまして、統一的分類や計画といふことはあり得ないのであります。無理に兩者を供用といふ一つの法律概念に統合する必要も実益も存しないのでございます。またさういふ混淆した法律概念の結果として、原案による第一條の「処分」といふものは、正確に申しますと、第二條によつて「供用」に含ましめられた処分以外の処分をさすといふことになりまして、正確さを欠くのでございます。しかしながら、法律を讀んだだけではさういふことがはつきりいたしておりません。第三十條の「処分」についても同じようなことが言ひ得るのでございます。また原案の第十條によりますれば、せっかく供用官という担当職員を設けながら、その職務の中から処分を除外しておるのでございます。それではせっかく処分を供用概念に包含させたことの意義が大半なくなるのでございます。

そこで修正案におきましては、「物品をその用途に応じて國において使用させること」だけを供用という觀念に改めておきます。そして以下各條において、原案の供用といふのを供用と処分に分けておきます。こういふふうに、供用を供用と処分に分けますが、この場合の処分といふのは、物品の売り払い、貸付等の行政目的に従つて処分する法律行為の場合に限定いたしまして、廃棄処分等を含めた広義の処分と区分するために、第三條第一項において「供用」を「供用及び処分」といふふうに修正し、その「処分」の下にカッコ書きで、「(國の事務又は事業の目的に従い用途に応じて行つた処分に限る。第十四條第五項、第三章第四節の節名及び第

ものとは必然的に別な分類、別な計画となるのでありまして、統一的分類や計画といふことはあり得ないのであります。無理に兩者を供用といふ一つの法律概念に統合する必要も実益も存しないのでございます。またさういふ混淆した法律概念の結果として、原案による第一條の「処分」といふものは、正確に申しますと、第二條によつて「供用」に含ましめられた処分以外の処分をさすといふことになりまして、正確さを欠くのでございます。しかしながら、法律を讀んだだけではさういふことがはつきりいたしておりません。第三十條の「処分」についても同じようなことが言ひ得るのでございます。また原案の第十條によりますれば、せっかく供用官という担当職員を設けながら、その職務の中から処分を除外しておるのでございます。それではせっかく処分を供用概念に包含させたことの意義が大半なくなるのでございます。

そこで修正案におきましては、「物品をその用途に応じて國において使用させること」だけを供用という觀念に改めておきます。そして以下各條において、原案の供用といふのを供用と処分に分けておきます。こういふふうに、供用を供用と処分に分けますが、この場合の処分といふのは、物品の売り払い、貸付等の行政目的に従つて処分する法律行為の場合に限定いたしまして、廃棄処分等を含めた広義の処分と区分するために、第三條第一項において「供用」を「供用及び処分」といふふうに修正し、その「処分」の下にカッコ書きで、「(國の事務又は事業の目的に従い用途に応じて行つた処分に限る。第十四條第五項、第三章第四節の節名及び第

三十一條第一項を除き、以下同じ。』というように明確に定義しようとするものでございます。

また、以上の修正の結果、原案の「供用計画」は供用計画または処分計画となりませんが、条文が複雑になりますし、また取得に関する計画も考えられますので、これらのすべての場合を包含して、「運用計画」と修正したのでございます。

なお、以上の修正に伴って、必要な字句の修正及び条文の整理をしたものでございます。

○松原委員長 これにて参議院の修正部分に関する説明は終了しました。本法律案に対する質疑は後日に譲ります。

○松原委員長 次に、接取貴金属等の処理に関する法律案を議題といたします。

本法律案は、一昨二十四日、本院の承諾を得て、内閣において修正いたしましたので、この際政府側よりその修正の趣旨について説明を聴取することといたします。大蔵政務次官、山手滿男君。

接取貴金属等の処理に関する法律案中修正

附則第七項中第十條の改正規定の前に次の改正規定を加える。

第五條中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 管財局に臨時貴金属処理部を置く。

附則第七項中第十一條の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第十一條に次の一項を加える。

2 臨時貴金属処理部においては、前項第十四号及び第十五号の事務をつかさどる。

○山手政府委員 たいま議題となりました接取貴金属等の処理に関する法律案の御審議を願うに当りまして、去る二十四日本院の御承諾をいただいた修正につきまして、その趣旨及び内容の概略を御説明申し上げます。

さきに提案いたしました接取貴金属等の処理に関する法律案は、目下本委員会において御審議を願っておる次第でございますが、これら接取貴金属等の処理につきましては、その数量が膨大である上に、きわめて困難な事務であり、また、かねて行政監察特別委員会が議題として取り上げられた経緯もあり、その処理は特に慎重かつ厳正に行う必要がありますので、大蔵省管財局に臨時貴金属処理部を新設して、これらの事務を専任させるのが適当であると認められた次第でございます。なお、この処理部は、あくまでも臨時的なものでございまして、接取貴金属等の処理に関する法律案との関係がきわめて密接でありますから、同法律案の附則に規定する大蔵省設置法の改正規定中に所要の修正をいたした次第でございます。

これが修正の趣旨及びその内容の概略でございます。

何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○松原委員長 これにて修正の趣旨説明は終了しました。

引き続き本法律案に対する質疑を許します。春日一幸君。

○春日委員 たいま議題となつてお

ります接取貴金属等の処理に関する法律案中修正の部分について、趣旨の説明を受けたのであります。この際政府に対して特に伺っておきたいことは、御承知の通り、本法律案は、本委員会に付託されて提案理由の説明を聴取したことはしたのでありますけれども、いまだその審議にも入っていないのであります。そういうような法律案、それを相次いでここにさらさら修正の追い打ちをかけるというふうなことは、一体法律案の取り扱いがあまり不注意かつずさんに過ぎるのではないかと、この点を私は特に糾弾せなければならぬと思つております。御承知の通り、この接取貴金属の処理をどうするかという問題については、すでに累次の国会においてその都度法律案が提出されて、この問題に対する基本的な検討は大よそなされておる。そういうような情勢下において、政府が責任を持って提出して参つた法律案なるものは、これは完璧を期せられたものでなければならぬと思つておる。しかるに、そういうような法律案が本委員会に上程されて、そうして相次いでこのような修正を加えてくるということは、この法律案の權威、またこの法律案に対処する政府の態度、こういうものは、私には必要なる注意を欠いておると思つて、一体どうしてこんなわかり切つたことが、当初法律案を提出される当時において原案の中に加わらなかつたのであるか、ずさんで不注意で手落ちになつておつたのか、あるいはその後新しく検討の結果、別個の理由によつてかくのごとき必要を生じたものであるか、この点のいきさつについて政府よ

り御答弁を願つておきたいと思つております。

○山手政府委員 この修正の点は、臨時に貴金属処理部を大蔵省管財局に設けようとするものでございまして、御承知のように、接取をされまして貴金属は、その数量も非常に膨大でございまして、しかも問題が間断でありまして、デリケートでもございまして、特に慎重かつ厳正に行う方がよろしいという議論が大蔵省内におきましてもその後順次出て参りました。國有財産処理につきましては、行政管理局のほかからもいろいろ注意がございまして、こういう貴金属のような相当高価なものを、相当膨大な数量にわたるものを処理をいたしますために、今後もしも万一間違ひでもありました場合には、申しわけない次第でございます。念には念を入れる方がよろしいといふこと、臨時にこういう臨時貴金属処理部というふうなものを作ることに方針を決定、修正をお願いすることにいたしましたわけでございます。その点われわれの意のあるところを御了承をお願い申し上げます。

○春日委員 最も注意すべきことは、この法律案の修正案が提出されたのは、かの行政管理局が國有財産の管理状況についての監査の報告を行つたその後であることに、特別の意義があると思つておる。と申しますのは、その報告によりますと、國有財産、これはいずれもきわめて貴重なるものであります。これらの政府によるところの管理方式が、ずさんきわまるものであつて、あるいは不当に処分されたものや、あるいはその合帳における記載の実態等も事実上相反するこ

とはなはだしく、言うならばその管理状況は、きわめて乱脈をきわめておると報告をされておるのであります。そこで、この修正案が提案されたゆえんのもの、たいま次官の御答弁に於て、これは数が膨大なものであつて、特に慎重を期さなければならぬから、特別に機構を改革して、臨時処理部と申しましたらどうか、こういうふうな特別の機関を設定するのでなければ、公正にして正確なる処理ができません。さうだといつておるなら、動産、不動産、機械器具、その他有価証券等多面にわたります國有財産の処理管理については、私は、私はいまだかつていふような特別の処理部が設けられておることを聞かぬのであります。その他の財産については、こういうふうな特別の処理機関を設定する必要があるかどうか。次官も御承知の通り、行政管理局の監査報告によれば、それらの管理状況はいずれもずさんきわめて、不正にしてまた妥当を欠いておるといふことでありまして、言うならば、この修正案に感られておるところの、すなわち的確なる処分、管理、こういうこととの必要性は、他の國有財産においても同然であると思つておる。ひとり接取貴金属のみにこういふ特別の処理部を設けて、他の國有財産に対してどういふような同様の目的を持つ機関の設定をなさらないという理由は、一体どこにあるのであるか。そういうふうな必要は管理庁の報告に徴して明らかであり、私も、私どもとしては、当然何らかの措置が講ぜられなければならぬと思つて、次官はそれに対して

と申すのであります。

と申すのであります。

と申すのであります。

と申すのであります。

と申すのであります。

と申すのであります。

と申すのであります。

と申すのであります。

と申すのであります。

と申すのであります。

何らの必要を感じていないのであるかどうか、この点、一つ明確なる御答弁を願いたいと思ひます。

○山手政府委員 膨大な国有財産を管理あるいは処理をいたしますについて、人手不足そのほかいろいろの関係から、多少手落ちなどが指摘をされましたことは、非常に遺憾に思つております。膨大な国民の財産でございますので、これを万遺漏なく処理いたしますためにどうしたらよからうかということ、鋭意大蔵省内においても研究をいたして参りました。あるいは公団式なものにいたしまして、時宜を得た処理をした方がよからうという議論が出ましたり、あるいは人員を相当ふやして、もっと徹底した管理方式をとつた方がよからうというふうな議論が出ましたり、いろいろ議論があつたわけでございますが、何分にも行政管理局から指摘をされた案件の、非常にござんだということについて今もお話ございましたが、終戦直前軍の演習地あるいはいろいろな施設などが、一ぺんに管財局の所管になつてこるがり込んで参りました、これを一坪一坪きっちりこまかく調査するといふふうなことになりますと、なかなか問題も多し、いろいろ技術的にも困難な点がございますので、鋭意研究をして参りましたが、まだまだ大いに、國民の中の有識者の方々の御意見なども承わつて、どうしたら一番うまく管理できるかという道を探求した方がよろしからうということで、国有財産の管理につきまして、今度新たに審議会を作ることになりました。その審議会には各界のこういう問題に関する権威者にお集まりを願つて、その管理の方

式をどうしたらいいか、あるいは処分をするにしても、どういふふうなことにしようしいか、そういうふうなことにして早急に御審議を願ひ、その結論が出ますならば、あるいは法律を出し、あるいはいろいろの態勢を改める等の処置をいたしまして、ただいま御質問の御趣旨にもございまして、たゞいまの間、間違ひのない国有財産の管理を早目に実行して参りたい、こう考へて今準備をいたして参るところでございます。

○春日委員 そうすると、お伺ひいたしたいことは、現在の大蔵省の管財機構並びにその能力をもつてしては、この接収解除されたダイヤモンド、貴金屬、こういうものに対する処理能力はないという自覚の上に立つて、またそういう必要に基いてどういふような法律案が提出されたのであるか、この点明確に願つておきたいと思ひてあります。

○山手政府委員 法案を出しました当時、別に処理能力がないと考へたわけではございませんけれども、御承知のように膨大な数量になりますと、いろいろ法律関係などもデリケートな関係があるわけでございますから、さうに一そう慎重かつ厳正と申しますか、間違ひのない、だれからつかれましても、これは慎重にやつて、厳重な処理をした、こういうふうに考へていただけるような処理をすることがさらに好ましからう、こういうことで、こういう臨時処理部を作らうとしたわけでありまして、初めから全然、今の管財局の態勢ではこれを処理する能力がないとは考へておられない次第であります。

○春日委員 この法律案をめぐつて、われわれ國民が抱かされたところの疑惑、すなわち大蔵省の管財能力に対する疑惑、これはまことにかなり知れざるものがあるものであります。あなたは、ただいまの御答弁をもつてすれば、こういうような金、貴金屬、ダイヤモンド等の処理は複雑多岐にわたつておつて、これをだれが見ても納得できる形において処理するためには、こういうような機構の設置を必要とすると思へられておられますけれども、およそ国有財産にして、とにかく土地であらうとあるいは建物であらうと、機械であらうと、その重要性あるいはその処分を公正に行わなければならないという理由、こういうものに何ら相違があるはずがないのであります。紙一枚といへども、ダイヤモンドといへども、あるいは機械といへども、一坪の土地といへども、これは当然公正にして、そして何人も納得できる立場において処理されなければならぬ。ところが問題は、この原案が提出されたときからは、こういうような一切の処理、すなわち接収貴金屬の処理に関する一切の取り扱ひ、これを全部大蔵省の管財局が、その本来の使命を、果たすという想定のもとにこの法律案は出されてきた。ところが、その後行政管理局の固有財産監査の報告がなされたから、その報告に驚いたところの政府が、ことさらにあらためてこの接収解除の金、貴金屬、ダイヤモンドの処理を対象として、この処理部を設けるとするところから、われわれの不安があるのであります。私は申し上げたいが、さきには井上印刷局長のあまいうような疑獄事件が発生をいたしました。國

民の、国有財産管理に対する大蔵当局への信頼は必ずしも全きものではありませぬ。そこでその後、井上印刷局長の疑獄に關連をして、当院政府は、大蔵当局における固有財産管理の方式並びにその機構、その他その能力、人的配備、こういうものについて十分検討されたであらうと思つて、その結果どういふような臨時貴金屬処理部を設けなければならないかという結論に到達されたことは、これらの検討を通じてあなた方が得られた結論、すなわちこういうような機構と人的配備とでダイヤモンドや金、貴金屬を取り扱ひしめるといふことについては相當の不安が存する、こういうふうな心配がござつたに生じて、この修正案の提案となつたのではないかと思つるのであるが、もしもそうであつたとするならば、これはまことに重大なことである。国有財産の管理は、ただひとりこの接収解除の金、貴金屬だけが公正の態に、正確に行われればそれでいいというものではない、理にそつたような不安が存するならば、これは大蔵省の固有財産管理の全方式にわたつて、根本根柢的な解決がはからなければならないと私は考へるのであるが、一体本修正案をことさらに提案せなければならなかつたという理由は、そういうふうな行政管理局の監査報告に基いて再検討の結果、不安を生じたことに基因するのであるかどうか、この点を一つ率直に御答弁を願ひたいと思ひます。

○山手政府委員 特に行政管理局のあつて、こういう見解が表明されたことに驚いて、こういう臨時処理部を設けようと思つたという点でもございませぬ。まあそれも、やはりさらに慎重に

やる必要があるといふ一つの動機になつたことは、事實でございますけれども、ただそれだけではないのでございまして、国有財産全般につきましても、大蔵大臣も、かねがねもつと時宜に適したような処理を管理をしなければならぬ、たとへば、家屋にいたしまして、終戦後財産税のほかに物納された家なんか相当たくさんございまして、そういうものは、なかなか特殊技能などがありまして、いわゆるお役人仕事でうまく管理ができるかどうか、やはり多少疑問もあるところでございまして、国有財産でございますから、大蔵省の管財局で従来管理をして参つた。あるいは先ほどお話し申し上げました演習地等の問題にいたしまして、膨大な土地や何かがありまして、それをこまかく一々大蔵省の方で、一坪々々きっちり押えるといふことはなかなかその数量、広範な地域にわたつておること等、理由によりまして、困難でございます。そういうふうな関係もございまして、これらの膨大な国有財産を全般にわたつてさらに間違ひのない管理をとらうということで、昨年来大蔵大臣がこのことを省内にも諮問をし研究をさせておつたところでございまして、そこで今申し上げましたように、この法案が通りますと、接収貴金屬はさうそく処理をされることになるわけでございます。まして、数百億の財産が処理をされるのでありますから、その方は、ますますこういう特別の処理部を作つて慎重にやらう、そのほかの膨大な国有財産につきましても、今申し上げましたように、特別に今度は審議会を作つて、各

界の知恵をお借りをして、ベストな管理方式を見つけて、早急にそういう方策を打ち立てようという事で、おそろしく明日あたりの閣議にははかるくらいのところを選んでおると思いますが、そういう審議を新設いたしましたして、万遺漏のないような処置をする所存でございます。

○春日委員 私、この際大蔵省がみずから顧みて、あらゆる場面に反省を遂げられなければならぬと思うのであります。言うならば、大蔵省は権力に對してあまりに貧欲である、たとえは予算の編成権を掌握しておる、あるいはその予算の行使について、これまた實権を握ったりいたしてあります。特に國有財産等の諸問題についても、終戦直後においていろいろその権限が移譲されたとき、自分の管理能力をみずから顧みて十分に検討することなくして、何でも権限があればそれを背負い込んでしまった。そうしてその結果が何であるかという、それが複雑多岐にわたったとか何とかいうようなことを理由にして、その管理の実態は、あの行政管型序の監査報告に示されたような、國民の何人も憤激せざるを得ないような、乱離骨灰をきわめるものになってしまつておるのです。私は、やはり國民の負託にこたえるためには、自分の力に及ばない限界、その範囲内においてのみそういう仕事を引き受けるべきであつて、みずからその力の限界を越えようと、あるいは人員、予算その他経験、そういうようなものから照らしみて、とうていやれないというところであつたならば、ただ何でもかんでもむやみに引き受けるべきではないと思ふのです。本日行政機構の改革の論

議を通じて、大蔵省に与えられておる諸権限が大幅に斧鉞を加えられたいとしておる理由もまたそこにあると思ふのであります。私は、今あなた御答弁によりまして、これはひとり私のみならず、全國民が抱くであろうところの不安というものは、はなはだ甚大なものがある。特に今回この接収貴金屬については、特に法律を修正して臨時貴金屬処理部を設けなければ、公正にして的確なる処理ができないというほどの大蔵省管財局の管理能力、さらに今敷衍されることによりまして、土地、家屋、器材、そういうようなものに対して、特別の審議会を設けるのでなければ、これは公正にしてまた的確なる処理ができぬというところをみずから述べられておるほどのものであります。大蔵省は、こういうようなことを歴年にわたつてやつてきたのか、私ははたにアヲを生ずる戦慄を禁じ得ないのです。私は、保守陣営の中においても、山手次官のごときはまことに良心的な人だと思ふが、あなたが政府の大吏に位する大蔵行政の中に分け入つて、そうしてあなたのお眼でその大蔵行政をつぶさに見られて抱かれた感じは、一体何であつたか、この接収貴金屬の処理については、今までの連中にはまかせておけないといふほどのあやふやな、あるいは信頼のできないようなものであつたか、さらにまた広範にわたる國有財産についても、今までのような管理方式ではとても次官としての責任が負えないといふほどのものであるのかどうか、この点について、さらにあなたのお政治家的良心に立つた御見解を一つお示し願ひたいと思ひます。

○山手政府委員 私は、中へ入つて見たりして、管財局の人たちも非常によくやつておることは、大へんなことだと思つております。ただ、しかし何分にも膨大な國有財産をかかえておられますし、あの人手不足のところでも一々処理をいたしますのは、なかなか大へんでございまして、会計検査院そのほかからいろいろ批難事項なども出ておることについては、まことに恐縮をいたしております。何とかこれを改めなければいかぬわけでございます。いろいろ研究をしておりまして、いさら念を入れてやりたいということ、今申し上げましたように、今度東京に中央審議会を設けます。それから各地方に地方審議会のようなものを設けておいて、あるいは払い下げをいたします場合には、評価の問題とか、あるいは中央審議会におきましては、國有財産の管理をどういふふうによつたら一番適正に管理ができるかとか、その方法なり、いろいろの問題をここに検討をしてみらうことになつておりました。春日委員の今の御質問、あるいは御鞭撻の趣旨は、私もよくわかるところでありまして、御趣旨を体して万遺漏のないようにさらに努める所存でございます。

○春日委員 本日は、政府があまりにこの法律案の取扱ひを軽視いたしておる、この問題について、私は論議をいたしておるのであります。この法律の中身については、何一つ触れる意思はございません。これはあまりに疑義の深い法律案でございまして、軽率にその審議に入るべき性質のものではないと思ひます。そこで、私は関連をしてお伺ひをいた

たしますが、今の御答弁によつて特にわれわれが感じましたその陰影は、現在の管理方式をもつては國民の負担にこたえがたい、だからいろいろの措置を講ずるのだ、こういうことではございまして、そのような方式で、保守政權の長年にわたる権力と財閥との結託によつて、國有財産が不当に処分されてきたことに對しましては、これはすでに社会におきましても、世論の激昂しておるところでありますから、幸いに行政管理庁の監査によつてこの患部が摘出され、そして山手政務次官の良識によつてこれらの問題が逐次処理されていくことは、これは國家のためにむしろ喜ぶべきことではあるかと考えます。

しかしながら、この際私はさらに明らかになつておきたいことは、さきに印刷局の疑義によりまして、前関東財務局長井上君の問題が本委員会において論ぜられました。その後が党は、この問題を重大視いたしまして、真相を國民の前につまびらかにしなければならぬ、そして後日の戒めに備えなければならぬ、こういうことで、たしか昭和二十四年でありまするか、その指定期日以後におきます百万円以上の國有財産を衆参両院國會議員たるの職にある者、またかつてあつた者、こういう者を対象にして払い下げられたところのその事案の明細を本委員会に提出されるようにという資料の提出要求がなされることとは、御承知の通りであると思ひます。ところが自來水で三句をけみした今日、まだ何らそういう資料が提出をされておらない。すなわちわれわれは疑いを一層深くするばかりであります。一体その資料の提出は

いつごろなさるのであるか、またこのように長く資料の提出がなされない理由は一体何であるか、その点をこの際明確に御答弁願ひたいと思ひます。

○山手政府委員 今、春日委員からお話しのごさいました百万円以上の國有財産の払い下げを受けた國會議員等のリストを出せという御要求でございますが、その話は、以前決算委員等であつたという話は聞いておりますが、大蔵委員会であつた話は、私は実はよく聞いておられません。國會議員等が國有財産の払い下げを受けた場合をいろいろ調べることになると、全國にわたつておきますと、國有財産を一々遺漏のないように、この人は出してこの人は出さぬといふふうなことではいかぬと思ひます。事務的にもなかなか大へんだと思ひます。私、よく調べまして後ほど御答弁を申し上げたいと思ひます。

○春日委員 間違ひがあつてはなりませんが、正確に申し上げますが、本委員会において資料の提出要求をいたしましたのは、不肖から井上前印刷局長の事案に關係をいたしました。その他に關係する一切の資料の提出を願ひました。ところがその資料もまだ本日提出がありません。全くこれはゆゆしきことであります。

ところが、私がただいま触れました問題は、わが党の決議によりまして、横路節雄議員が、大蔵当局にその資料の提出を求めたのであります。その当時、当局の連絡によりまして、日本全國にわたつて國會議員たりし者、國會議員たる者に対する資料というものは、非常にこれは長年月にわた

ることであるから、調査がなかなか困難ではあるけれども、しかし東京地内あるいは関東一円という資料ならば、早期に収集できないこともないであろう、従って、全国の資料を求めた横路委員に對しまして、大蔵省当局から、そういう地帯に限ることによって資料をまとめて、他の地域についてはその資料から推測を願いたい、こういう連絡がありました。われわれは、これは完全なものではないけれども、しかし真相を検討するために改善の資料たり得るであろうということ、その資料の提出されることを待つておるのであります。従いまして、今世論は、この行政管理庁の監査報告を通じて、はなはだ激昂しつつある現状において、われわれは当然この世論にこたえて、執拗なる質問を行わなければならぬけれども、その資料がないので、われわれは適当な質問を展開することができない状況であります。私の申し上げましたのは、すなわち横路議員の要求をいたしましたところの、国会議員に對する百万円以上の国有財産の払い下げの一覽表、こういうものは当然提出されなければならぬのであって、われわれは、その資料の必要を今や痛感いたしております。いつその資料の提出がされるのであるか、これは一つの確かつ具体的に今御答弁を願つておきたいと存じます。

○山手政府委員 いろいろ各末端までよく調べまして、あの人は名前が出た、この人は出ておらないというふうな疎漏がありますと申しわけございませんし、慎重に調査をいたしまして御期待に沿いたいと思つていますが、いつまでに出すかと申されましても、

ちよつと自信もございません。私掃りまして、よく実情を調査をいたしまして、善処していただきたいと思つております。

○春日委員 国会の会期は、御承知の通り五月の十七日までまことに終らんといたしております。従いまして私どもは、これらの諸問題を明らかにいたすするためには、早期にその資料が必要であるのであります。今の御答弁によりますと、非常に広範にまたがるので、従つてその正確なる資料を作成するために、なお時間がかかることのお言葉であります。われわれに課せられておられる議員たるの職責を怠しがたいのであります。これは会期との関連におきまして、当然今週中に御提出を願わなければならぬと存じます。先日来のわが党の国会対策委員会におきましては、この政府の乱脈、国有財産をめぐる管理の実情、これを緊急事態といたしまして、本会議に緊急質問をすることに相なつておるのであります。従つて、これはどうしても今週中に御提出を願わなければ非常に困ると思つておられるのであります。ここに關係者も御出席に相なつておられるのであります。今週中にその資料の提出が可能であるかどうか。もし全国にまたがってその資料を提出することが不可能であるとしたらすれば、これは旧自由党、旧改進黨、それから共産党だけの分でもけっこうでありますから、とにかくもわれわれが論議をするに必要とするところの資料を今週中に御提出を願いたいと思つて、一つそこにお見えになつておられるそれぞれの責任者とお話の上、それが可能であるか不可能であるか、この際

御答弁を願いたいと思つております。

○山手政府委員 春日委員の御要求でございますので、できるだけそういうふうにして善処したいと思つております。

○春日委員 それでは結論に入りまするが、とにかく私は、少くとも国会の尊厳を政府はもう少し理解を願わなければ困ると思つておられます。特に國民生活を拘束していくようないろいろな法律案、こういうようなものがこんな工合に輕率に取り扱われるということ、政府がいかに国会の尊嚴を輕視しておるかということの現われであります。先般來問題になりました金融制度調査會設置法のごときも同然であります。これなんかも、第二十二国会においては、いわゆる資金運用審議會法案なるものを政府の責任をもつて提出しておきながら、それが先国会においては審議未了になつた。そういうような法律が必要であるならば、政府は提案者たるの責任と權威において、当然次期国会においてその法律案がまた出されて、その法律によって必要な処理がはからなければならないのであります。ところが一萬田大蔵大臣は、今次国会においてその法律案を出さざるのみならず、さらにまたそれをばやかしような資金審議會だとか、あるいは今回の金融制度調査會というふうなものでお茶を濁して、一つの法律案を出して、業界に威嚇しようかつと身を立て、際外におけるいろいろなやみ取引をしておける。法律をそういうような際外における取引の具に供しておるのそしりなしとはしない、こういうようなことは、国会に對する冒瀆であります。よくこの点をお考えになりまして——今回のように、接収貴金屬の法律案にいた

しましても、原案を出して、本委員会がまた一條の審議にも入らざるのに、さらにまたその法律案の修正を出して行くがごときは、全く法律案の權威の何たるかを知らざるの最もはなはだしきものと断ぜざるを得ないのであります。今後十分御注意されることを強く要望いたしまして、私の質問を終ります。

○松原委員長 次に、国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務員共済組合の額に関する法律案、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案を一括議題といたします。

この際御報告いたします。国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務員共済組合の額に関する法律案に對しまして、各派共同提出の修正案が委員長の手元まで提出されております。この際提出者より趣旨の説明を聴取することといたします。黒金泰美君。

○黒金委員 たいま議題となりまして、国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務員共済組合の額に関する法律案に對する修正案につきまして、その趣旨を弁明いたします。

恐縮であります。印刷が間に合いませんために、まず朗読させていただきます。

国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務員共済組合の額に関する法律案に對する修正案

国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務員共済組合の額に関する法律案に對する修正案

定に関する法律案の一部を次のように修正する。

第一條に次の一項を加える。

3 第一項第一号に掲げる年金の基礎となつた障害の程度が別表に定める四級、五級又は六級に該當するものでそれぞれ恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二に定める第三項以上、第四項以上又は第五項以上に相當するものに係る当該年金については、大蔵大臣の定めるところにより、当該障害の程度が別表に定める五級又は六級に該當するものにあってはそれぞれその一級上位の等級に該當するものとみなし、当該障害の程度が同表に定める四級に該當するものにあつては同表中「四八、〇〇〇円」とあるのは「六五、〇〇〇円」と読み替へて、第一項の規定を適用する。

第二條に次の一項を加える。

3 前條第三項の規定は、第一項の場合に準用する。

本修正の結果必要とする経費は、約二八八万円である。

今回障害年金の最低保障額を引き上げることにより、その恩恵に浴することとなり、その恩恵に浴することとなり、五級及び六級の大部分を占める受給者には、事実上何ら実益をもたらさないものであります。また三級と四級との間の格差が著しく、四級の最低保障額も三級と比較してはなはだ低きに失し、全体としての権衡を欠いていることが指摘できるのであります。そこで、障害の程度が四級、五級または六級に該當するものうち、それ

に修正する。

第一條に次の一項を加える。

3 第一項第一号に掲げる年金の基礎となつた障害の程度が別表に定める四級、五級又は六級に該當するものでそれぞれ恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二に定める第三項以上、第四項以上又は第五項以上に相當するものに係る当該年金については、大蔵大臣の定めるところにより、当該障害の程度が別表に定める五級又は六級に該當するものにあってはそれぞれその一級上位の等級に該當するものとみなし、当該障害の程度が同表に定める四級に該當するものにあつては同表中「四八、〇〇〇円」とあるのは「六五、〇〇〇円」と読み替へて、第一項の規定を適用する。

第二條に次の一項を加える。

3 前條第三項の規定は、第一項の場合に準用する。

本修正の結果必要とする経費は、約二八八万円である。

今回障害年金の最低保障額を引き上げることにより、その恩恵に浴することとなり、その恩恵に浴することとなり、五級及び六級の大部分を占める受給者には、事実上何ら実益をもたらさないものであります。また三級と四級との間の格差が著しく、四級の最低保障額も三級と比較してはなはだ低きに失し、全体としての権衡を欠いていることが指摘できるのであります。そこで、障害の程度が四級、五級または六級に該當するものうち、それ



それ恩給法に規定された第三項症、第四項症または第五項症以上に相当するものについては、大蔵大臣の定めるところにより、五級または六級に該当するものはそれぞれ一級上位の等級に該当するものとみなし、また四級に該当するものについては、最低保障額を四万八千円から六万五千円に引き上げ、真に実益のある最低保障額を設けることに修正を加えることとしたのであります。

なおこの修正に伴い必要とされる金額は、内地共済につきましては約千百万円、旧令共済につきましては約二百八十八万円でありますが、内地共済分は、整理資源でまかなうことができ、また旧令共済分は、年金支払いが事務処理の関係もあり、三十一年度支払い分がずれて、三十二年度に支払われることとなるものがあることが予想されますので、さしあたり既定予算の範囲内で十分まかなうことができるものと考えておる次第であります。

以上が修正案の趣旨及び内容であります。何とぞ御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○松原委員長 これにて趣旨の説明は終了しました。

この際申し上げます。国会法第五十七条の三の規定によりますと、委員会は、法律案に対する修正で予算を伴うものについては、内閣に対し意見を述べる機会を与えなければならぬこととなっており、政府側において御意見があればお述べを願います。山手大蔵政務次官。

○山手政府委員 修正案によりまして、内地共済分で約千百万円、旧令共済分で約三百万円が増加をいたします。

す。実は予算が成立後でございますので、これらの金のやりくりにつきましてはいろいろ考えさせられるわけでございますが、諸般の事情から、この程度の修正は、特にいろいろなやりくりで、あるいは既存の積立金等のやりくり等で処理できるようでございますから、この程度の修正はやむを得ないものと考え次第でございます。

○松原委員長 内閣の意見は以上の通りであります。

○藤枝委員 動議を提出いたします。ただいま一括議題となっております両法律案につきましては、その質疑を終了し、討論を省略して、直ちに採決されんことを望みます。

○松原委員長 ただいまの藤枝君の動議に御異議はありませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よってさように決しました。

これより採決に入ります。

まず、国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律案について採決いたします。

初めに本法律案に対する各派共同提出の修正案について採決いたします。お諮りいたします。本修正案を可決するに御異議はありませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よって本修正案は可決いたしました。

次いで、ただいま議決いたしました修正案の修正部分を除いた原案について採決いたします。お諮りいたします。この部分を可決するに御異議はありませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よって本法律案は全会一致をもって修正議決いたしました。

次に、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改訂に関する法律案について採決いたします。お諮りいたします。本法律案を原案の通り可決するに御異議はありませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よって本法律案は全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

この際お諮りいたします。ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成、提出手続等につきましては、先例によりまして委員長に御一任願っておきたいと存じますが、これに御異議はございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よってさように決しました。

本日はこの程度にとどめ、次回は明二十七日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時二十五分散会

〔参照〕

国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)に関する報告書(別冊附録に掲載)

昭和三十一年四月二十八日印刷

昭和三十一年四月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局